



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
5月1日
号外(1)
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止(医療福祉推進課)..... 1
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止(医療福祉推進課)..... 1
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力の停止(医療福祉推進課)..... 1

告 示

滋賀県告示第168号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第78条第3号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 事業者の名称 社会福祉法人宝寿会
- 事業所の名称および所在地
 - 名称 四季の郷短期入所生活介護事業所
 - 所在地 近江八幡市十王町1061
- 指定の効力を停止した内容および期間
 - 停止した内容 新規利用者の受入れの停止
 - 停止した期間 令和6年5月1日から令和6年10月31日までの6か月間
- サービスの種類 短期入所生活介護

滋賀県告示第169号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項および第115条の9第1項の規定により指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第78条第3号および第115条の10第3号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 事業者の名称 社会福祉法人すみれ厚生会
- 事業所の名称および所在地
 - 名称 ショートステイ野洲篠原すみれ園
 - 所在地 野洲市大篠原951番地1
- 指定の効力を停止した内容および期間
 - 停止した内容 新規利用者の受入れの停止
 - 停止した期間 令和6年5月1日から令和7年4月30日までの1年間
- サービスの種類 短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護

滋賀県告示第170号

介護保険法(平成9年法律第123号)第92条第1項の規定により指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力を停止したので、同法第93条第3号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 開設者の名称 社会福祉法人宝寿会
- 2 施設の名称および所在地
 - (1) 名称 特別養護老人ホーム四季の郷
 - (2) 所在地 近江八幡市十王町1061
- 3 指定の効力を停止した内容および期間
 - (1) 停止した内容 新規利用者の受入れの停止
 - (2) 停止した期間 令和6年5月1日から令和6年10月31日までの6か月間
- 4 サービスの種類 介護老人福祉施設

滋賀県告示第171号

介護保険法(平成9年法律第123号)第92条第1項の規定により指定介護老人福祉施設の指定の一部の効力を停止したので、同法第93条第3号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年5月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 開設者の名称 社会福祉法人すみれ厚生会
- 2 施設の名称および所在地
 - (1) 名称 特別養護老人ホーム野洲篠原すみれ園
 - (2) 所在地 野洲市大篠原951番地1
- 3 指定の効力を停止した内容および期間
 - (1) 停止した内容 新規利用者の受入れの停止
 - (2) 停止した期間 令和6年5月1日から令和7年4月30日までの1年間
- 4 サービスの種類 介護老人福祉施設